

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和5年1月教育委員会会議：定例会

期 日 令和5年1月18日（水） 開会 午後2時00分
閉会 午後3時00分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者
菅谷 義範 委員 小菅 広計 委員
熊倉 夏子 委員

傍聴者 1名

出席職員 教 育 長 圓城寺一雄(再掲) 教 育 部 長 曾山 澄雄
教育総務課長 菊間 明美 学 務 課 長 澤田 法義
指 導 課 長 松丸 晴久 教育センター所長 田中 雅明
社会教育課長 舎人 樹央 文 化 課 長 猪股 佳二
佐倉図書館長 利光 尚 教育総務課企画財務班長 平野 昌彦
事務局 教育総務課教育総務班長 山田 智之 教育総務課教育総務班 千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長・教育長職務代理者から4件報告 (教育長)

冬季休業後の児童生徒の登校の状況、学校訪問、手描き友禅に関する特別授業、令和5年佐倉市成人式について報告する。

冬季休業後の登校について、今年は例年より長く、17日間の冬季休業日となったが、1月10日は全ての学校で予定どおり全校集会を行い、年度最後の学期のスタートを切ることができた。子どもたちは、元気に登校している。3学期は、年度のまとめとなるので、子どもたちの成長を評価し、子どもたちが成長した姿及び指導の成果、そして改善に向けた方策を明確にして次年

度へつなげていきたい。

2つ目の学校訪問について、昨日1月17日に臼井中学校の給食において、佐倉高校の生徒が考案した献立が給食として提供されるということで、視察してきた。この件は、佐倉高校の身近な課題に取り組む探究学習において、給食の献立を通して地産地消の大切さを伝えたい、このように考えた生徒がいるとの相談を受け、臼井中学校の協力を得て実現したものである。給食を食べる時間に、佐倉高校生徒のメッセージも紹介され、子どもたちは給食を食べながら、地産地消についての理解を深めることができた。今後も、市内の高等学校との連携を深め、佐倉市全体で子どもたちの教育の充実に努めていきたい。

3つ目の手描き友禅に関する特別授業について、本年1月1日付の「こうほう佐倉」の第1面でもこの特別授業の1回目が紹介されたところだが、3月4日に開館する夢咲くら館の高校連携事業として、佐倉市在住の桑原牧子氏を講師にお迎えした特別授業であり、2回目の授業として型染め、染める作業を実施した。授業には、佐倉東高校服飾デザイン科の生徒3年生が参加し、自分たちが決めたデザインを基に色や型を選択しながら、丁寧に作業を行っていた。作品は、夢咲くら館の児童図書コーナーの本棚に展示をする予定である。なお、夢咲くら館においては今後も佐倉地区の小中学生や高校生が主体的な取組を発表する活動などを通して、相互の交流が図られる授業を推進していく。

(教育長職務代理者)

1月9日、市民音楽ホールで行われた令和5年佐倉市成人式について報告する。式典は、新型コロナウイルス対策ということで、各回30分に短縮され、出身中学校別に各地区に分けて4部制で実施された。対象者1,544人中、1,132人の来場があり、参加率は73.3%となった。また、当日限りとなるが、式の様子についてオンライン配信をしており、計3,536回の視聴があった。新成人の同期である運営委員の皆さんの非常に落ち着いた司会の下、各中学校の恩師からのメッセージ動画や地元の小学生の応援メッセージ等があり、時折笑いがこぼれる中、非常に温かく、凜としたとてもよい雰囲気の式典だった。この会の成功というのは、改めて参加者の姿勢でつくられるものだなということを実感した。当日は、非常に多くの来賓の方にご出席をいただき、またボランティアの皆様やこども政策課の職員の方をはじめとした関係の皆様のお働きで、式典は滞りなく終了した。

② 新型コロナウイルス感染症に係る対応について【教育部長】

12月20日から1月17日までの約1か月間の感染状況について、教職員が22名、児童280名、生徒136名であった。前の1か月間と比較して、教職員は21名の減、児童は155名の減、生徒は62名の減となっているが、冬季休業期間があったことが要因と捉えている。

学級閉鎖等の状況について、学級閉鎖は、小学校4校、計5クラスで、2日間が1クラス、3日間が4クラス実施した。中学校はなかった。学年閉鎖

は小学校1校、1学年で3日間実施し、この学年閉鎖については、単学級ということになる。臨時休校はなかった。

引き続き手指の消毒、手洗いやマスクの着用など、基本的な感染予防対策の徹底に努めていく。

③ いじめの件数について【指導課長】

いじめの認知件数について、小学校275件、中学校156件、合計431件。昨年度同時期と比較し、29件の減となる。12月の新たな認知件数は、小学校32件、中学校16件、合計48件。先週金曜日に学校支援アドバイザー会議があり、生徒指導上様々な案件に対して各学校の校長が前面に立って対応しているということで、大きな問題にもならず、解決につながっていることが多いとのこと。今後も管理職へは学校支援アドバイザーとの連携、子どもたちの状況を多面的につかむことが重要であると伝え、いじめの早期発見、即日対応に努めるよう指示していく。

④ 感染状況について【指導課長】

12月20日から1月17日までの感染症の状況について、インフルエンザが小学校50件、中学校12件、合計62件、水痘が小学校77件、中学校12件、合計89件、流行性耳下腺炎が小学校19件、中学校1件、合計20件、流行性角結膜炎が小学校8件、中学校4件の合計12件、感染性胃腸炎が小学校11件、中学校9件、合計20件、溶連菌感染症が小学校8件、中学校5件、合計13件である。インフルエンザでの学級閉鎖が、小学校1校、1クラスで出ているが、コロナ以外の感染症が今急増している。特に今月については、私立の中学校、高等学校の受験等あり、来月には県立高校の受験も控えているので、各学校へは感染症対策、予防対策を徹底し、十分注意するよう指示していく。

《委員から報告》

印旛市郡医師会内での定点当たりの発生数について、先週第2週、1月9日から1月15日、水痘はあまり出ていない。その前4週まで遡っても、水痘の発生に関しては1桁しか増えていないので、その辺乖離があるが、気をつけていただかなくてはならない。

インフルエンザがかなり増えてきた。第2週、先週1月9日から1月15日で総数183名、定点当たり7.63まで上がっている。その前の第1週、1月2日から1月8日は103名、この時点で既に定点当たり4.29。令和4年の最終週、第52週、12月26日から1月1日までが43件、定点当たり1.79。倍ぐらいのペースで増えている。今報告があったように、インフルエンザについてはこれから増える可能性があるので様子を見ていただきたい。

インフルエンザの予防接種について、当初の予定ではかなり接種を受けられる方が多いとの話だったのだが、まだ結構余っている。今から打って、どのくらいの効果があるかは何とも言えないが、これから流行するという観点でいえば、今からでも間に合うと思うので、希望がある方は打っていただいたほうがいいかと思う。

感染性胃腸炎はかなり増えており、先週第2週、1月9日から1月15日、

定点当たり 11.63 なので、インフルエンザよりこれは多い。その前の週、第1週、1月2日から1月8日が定点当たり 6.81。大体2倍ぐらいの数が増えた。今医師会内で一番増えているのは感染性胃腸炎とインフルエンザである。

新型コロナウイルス感染症について、第2週の1月9日から1月15日、医師会内で検査した総件数が4,712件、陽性者数が1,542件、陽性率32.7%であり、率としてはあまり増えていない。第8波の真ただ中なのだが、第7波に比べると新規感染者の増え方があまり急激ではない。今、少し減っていることは減っているのだが、また昨日から少し上向き加減というところである。

対策について、十分ご存じだと思うが、引き続き密を避ける、換気をする、それから手洗い、うがい、これはインフルエンザの予防も兼ねて、ぜひされたほうがいい。あとはワクチン接種については、なかなか伸び悩みがあり、オミクロン株についてはまだ30%ちょっとしか打たれていないかもしれない。正確な数字がまだ手元にきていないので分からないが、あまり増えていない。

専門家医の間では、まだオミクロン株の変異が出ているのだが、今のワクチンがメッセンジャーRNAのタイプのワクチンなので、これはそのまま基本的にはオミクロン株にも有効であろうということ。死者が多いのは、あれは報道でご存じだと思うが、やはり基礎疾患があって、それが新型コロナウイルス感染症をきっかけに重症化することで増えているということ。コロナ単独での死者というのはそれほど多くはない。それから、予防接種すると重症化が防げるということがあるので、これもインフルエンザと同様、予防接種ができる状況にあればされておいたほうがいいだろう。

3 議決事項

議案第1号 佐倉市立図書館協議会委員の委嘱について

佐倉図書館長より上程議案の説明

内容：議案第1号については、佐倉市立図書館協議会委員が本年1月末で2年間の任期満了となることに伴い、新たに委嘱を行おうとするものである。

1 ページ、候補者の一覧である。佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例第8条では、委嘱の基準及び定数を規定しており、委員は市民、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験がある者の中から教育委員会が任命する。定数は10人以内となっており、委員の構成については佐倉市立図書館の管理運営に関する規則第19条に基づき、市民3人、学校教育及び社会教育の関係者3人、家庭教育の向上に資する活動を行う者2人、学識経験のある者2人となっている。これらの規定を踏まえて、今回候補者10名を選出した。このうち市民公募者は3名である。また、今回再任の方が9名、新任は1名となっている。

1番、2番の方は、小学校、中学校の学校教育関係者である。3番の方は、社会教育の関係者である。4番、5番の方は、家庭教育の向上に資する活動を行っている団体からの推薦者である。4番、佐倉地域文庫連絡会は、地域の集会所等で子どもの本の貸出しやおはなし会を行っている文庫の連絡会となっており、情報公開や勉強会、おはなし会等を実施している団体である。

5番、おはなしきゃらばんについては、人形劇や大型紙芝居などを通じて、本への興味を持ってもらう活動をしている団体である。6番、7番の方は、学校教育の経験が豊富な方、また短期大学の准教諭をされている方の2名の学識経験者である。8番から10番までの3名が公募の市民となる。今回3名を公募したところ、5名の応募があった。選考委員会において申込書及び小論文「まちづくりや地域活性化のために図書館ができること」について選考基準に基づき審査した結果、3名を候補者とさせていただいた。

委嘱期間については、令和5年2月1日から令和7年1月31日までの2年間である。

2ページ目、候補者の略歴である。3ページ目、委嘱状（案）を、4ページ目、佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

公募の方いろいろご意見をいただいているものがあるが、この添付書類の真ん中頃にちょっと気になる記述がある。

小学生の利用者が多い図書館で就活の本が並んだり、高齢者が多い図書館で就活の本を並べても、図書の利用者は増えないと。もう一つ、その下に利用者のニーズにマッチした図書館があるということ。利用者の要求だけを聞いていると、図書館の使命が全うされないということで、ちょっと公立の図書館としてはどうなのか、それがちょっと気になった。こういうところは審査基準の中でどの程度生かされたか。

【佐倉図書館長】

委員のご指摘はごもっともである。そういったことも心に留めながら今後運営をしていきたい。

【委員1名より】

多分こればかりではないということで、この候補者の方は書いているだろうから、ただあまりこれが前面に出してしまうと、ちょっと利用者に迎合するような図書館になってしまうので、その辺もちょっと気をつけていただければと思う。

【委員1名より】

委員の方たちは、コンピューターはどの程度活用する、あまりそういう分野での仕事の内容というのはないのか。

【佐倉図書館長】

委員の方々については、コロナのことを考慮しないとすると、大体年2回程度、通常上期に今年度の計画のほうを審議していただいてご提言をいただく、下期に、今年1年の成果を見て、来年に向けてのご意見をいただくというようなことになっているので、コンピューターを使ってどうのということとは今回の審査の重要な考慮点ではない。

【委員1名より】

一部の方は、添付書類が手書きだったもので、今だとワープロ使って全部書いてくるだろうと思うのだが、あまりコンピューターお得意ではないのか

なという、そういうことで質問させていただいた。

【委員1名より】

先ほど公募枠の3名のところに対して5名の応募があったということだが、ここから選ばれた3名のうちの2名再任ということで、ちなみに今回この5名の応募のうち、再度応募された方は何人ぐらいいるのか。

【佐倉図書館長】

今回再任された2名の方が再度の方になる。5名のうち3名の方が新たに応募いただいた。

《議決結果》

可決

4 協議事項

協議事項（1）佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設駐車場の管理運営に関する規則の制定について

社会教育課長より上程協議題の説明

内容：資料1ページ、背景について、令和4年11月佐倉市議会定例会において、佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設駐車場の設置及び管理に関する条例が議決され、条例において同駐車場の管理運営について規則に委任された事項があることから、必要な事項を規則で定めるものである。

2番、対応方針について、（1）は駐車場の使用料の免除について規定するものである。アとして、消防自動車、警察用自動車などの緊急自動車を使用するとき、イとして、国または地方公共団体が公務のためを使用するとき、ウについては、具体的には夢咲くら館等で実施される事業に参加した場合、講師、ボランティアとして活動を行う場合、商店会等を利用した場合などを想定して免除するものである。なお、これらの具体的な取り扱いについては、規則制定を併せ、基準となる体系を制定する。

（2）は、駐車場の使用を拒否できる場合について規定するものである。アとして、駐車場の施設、設備を損傷するおそれがある場合、例として駐車場の構造上入ることができない車などが挙げられる。イとして、引火物、爆発物、そのほかの危険物を積載する場合、例として危険物を運搬するタンクローリーなどを想定している。ウとして、著しい騒音や臭気を発する車、例としてスピーカーを上につけて、著しい音量を発する車等を想定している。

3番、改正の予定について、本日の協議の後、意見公募手続を実施し、来月2月の教育委員会議で議案として提出し、議決をいただきたいと考えており、夢咲くら館の供用開始日である3月4日から施行する予定である。

続いて、2ページから3ページ、規則案である。第1条は趣旨、第2条は定義、第3条は使用料の減免、第4条は駐車場の使用の拒否、第5条補足を定めている。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（２）佐倉市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について
社会教育課長より上程協議題の説明

内容：資料１ページ、１番、背景について、令和５年３月１日からの図書館システムの更新に伴い、電子書籍の貸出し等新規サービスを実施する予定となっている。この電子書籍の貸出しは、従来の本の貸出しと異なる形態の貸出しであることから、新たに規定を整備する必要がある。また、佐倉図書館が複合施設である夢咲くら館へ移転することにより、そのメリットを最大限に生かすため、運営に必要な職員の配置を効果的に行う必要があることから、規則を一部改正するものである。

２番の対応方針について、（１）は電子書籍の導入に伴い電子書籍の貸出し件数や貸出し期間等の必要事項を規定するものである。具体的には、貸出し点数は２点以内で、貸出し期間は１５日以内とし、貸出し方法は貸出しカードと同じ登録番号で管理することとしている。

（２）について、貸出しカードの有効期間及び更新の手続に関する規定を明確にするものである。貸出しカードは、これまで市内に住所を有する方については３年間、住所を有しない方については２年間としていた。ただ、有効期限以内であれば、更新手続をこれまで行うことができていたことから、今回明文化することとした。また、手続方法については、規定を明確にすることとした。

（３）について、個人情報 の適正管理の観点から、カードの有効期限である３年以上の貸出しの利用がない貸出しカードについて、個人情報を抹消することを規定するものである。

（４）について、臼井公民館図書室に貸出しロッカーを新たに設置することに伴い、貸出しを予定する本が用意できた段階で利用者にメールで連絡し、利用者がロッカーに取りに来るということについて、その日数を考慮し、貸出し開始までの期間は貸出期間に含めないものとした。

（５）について、寄贈及び寄託に関する手続の整理を行うものである。

（６）について、夢咲くら館に設置される子育て交流センターに配置される保育士が図書館における事業を担うことを可能とするため、図書館職員の職等を新たに規定するものである。これは図書館法第７条の２の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の中で、乳幼児向けの図書及び関連する資料、情報の整理、提供、読み聞かせの支援、講座、展示会の実施、託児サービス等を実施するに当たり、保育士の方々のお力添えをいただくためのものである。

３番、改正の予定について、本日の協議の後、意見公募手続を実施し、来月２月の教育委員会議で議案として提出し、議決をいただきたいと考えており、新しい図書館のシステムの稼働と合わせ３月１日から施行する予定である。

続いて、２ページから５ページ、規則の改正案。第７条第４項において貸出しカードの有効期限について、第５項においてスマートフォン等を貸出しカードとして使用する規定について、第７項において電子書籍の貸出し方法について、第７条の２において利用者カードの有効期限について、第９条及

び第9条の2並びに第9条の3において個人貸出し図書等の数及び期間、電子書籍の貸出しについて、第16条において寄贈及び寄託について、第17条において職名について、それぞれ明記するとともに、そのほか軽微な修正についても行っている。6ページから8ページは様式、9ページからは現在の規則となっている。

《協議事項についての質疑概要省略》

5 教育長閉会宣言